

事業者の利用料金等の収入について

利用料金収入

事業者はセンターの利用者から徴収する利用に係る料金を直接収入として収受する。
料金収入の内容及び改定の方法は、次のとおりである。

1 利用料金の設定

(1) 利用料金収入の考え方

センターは地方自治法第244条に定める「公の施設」とし、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、事業者の収入とする。

(2) 利用料金の設定

ア 利用料金の設定対象

利用料金としては、次のものを予定している。

(ア)入園料金

(イ)駐車場利用料金

(ウ)会議室利用料金

イ 金額設定及び利用区分

利用料金の額は、県が公の施設設置・管理条例で定める利用料金の範囲内で、事業者が県の承認を得て定めることになる。また、減免についても県の承認を得て事業者が減免基準を定め、事業者が行うことになる。

(ア)入園料金

入園料金の区分及び上限単価は、次のとおりとすることを予定している。

区分	上限単価
大人（20歳以上 65歳未満）	500円
高齢者（65歳以上）	300円
学生・20歳未満	300円
高校生	300円
小中学生	200円
幼児（小学生未満）	無料

冬期割引等の季節料金や団体割引、年間パスポートなどの設定は、事業者の裁量で、上記減免の範囲内で実施することができる。なお、県の減免に関する考え方については、「参考資料3 利用料金の減免について」を参照。

2) 駐車場利用料金

センターを利用する県民の利便に供するため、駐車場を用意するものであり、駐車場利用料金の区分及び上限単価は、次のとおりとすることを予定している。

- ・普通車 500 円 / 日
- ・大型車 1,500 円 / 日

3) 会議室利用料金

利用料金の上限単価については、100 円 / 時とすることを予定している。

ウ 提案時の利用料金設定

事業者は利用料金及び減免基準（事由）の案について、提案時に明記する。

エ 条例による定め及びリスク負担

利用料金の単価の上限は、平成 18 年 12 月県議会定例会に提案予定の公の施設設置・管理条例により定める。なお、利用料金の上限を県が改定する場合は、県が事業者に対して事前に通知し、条例改正等に必要な費用は県が負担する。

2 利用料金の改定

(1) 条例の改正を伴わない利用料金の改定

事業者は、提案時に維持管理・運営期間全体の利用料金単価を提案するものとする。この場合において、維持管理・運営期間中同一単価であることは必ずしも必要ではなく、条例に規定する範囲で開園時と異なる単価を途中で設定する提案も可とする。

事業者は、提案した利用料金単価を条例に規定する範囲で改定しようとする場合は、県と協議を行い、県の承認を得た上で（必要に応じて契約変更・議会の議決の手続きを経て）改定することができる。

なお、提案した維持管理・運営期間全体の利用料金単価については、少なくとも開園後 1 年 1 ヶ月間は改定を認めない。

(2) 条例の改正を伴う利用料金の改定

事業者は、条例で規定する利用料金の単価の範囲を超える料金設定を行う合理的な必要性があると判断した場合、県と協議を行うことができる。

協議により、県が条例の改正を議会に提案し、成立した場合は、新たに規定された料金の範囲内において、県の承認を得た上で（必要に応じて契約変更・議会の議決の手続きを経て）料金の改定を行うことができる。

その他の収入

1 収入の種類・料金設定の条件

利用料金他に事業者が得る収入には次のものがある。

種類	備考
園芸教室・農業講座事業、気づき体験事業における実費	園芸教室、農業講座事業について、県が要求する回数の実施については、県が設定する上限額（園芸教室2,000円、農業講座500円）以下で事業者が単価を設定。県が要求する回数を超える実施については上限を設けない。気づき体験事業については県の承諾を得て事業者が単価を設定。
県民参加事業における参加費	あらかじめ県の承諾を得て事業者が単価を設定。その場合、通信代等の実費及び入園料金4回分相当（年間パスポート等年間4回以上利用可能な入園券の料金が4回分相当より安い場合は当該料金）を上限とする。
サービス事業（レストラン・売店）	社会通念上妥当な範囲で事業者が料金を任意に設定。
協賛金	社会通念上妥当な範囲で、協賛者との合意により事業者が設定。
広告掲載料	あらかじめ県の承諾を得て事業者が設定。
複写代	あらかじめ県の承諾を得て事業者が単価を設定。
公衆電話取扱手数料	電話会社との契約による。
その他	収入しようとする場合は、あらかじめ県の承諾を得ること。

サービス事業収入について

サービス事業の施設整備費を除く費用は、当該サービス事業収入で賄うものとする。従って、維持管理費のうち、サービス事業で発生する光熱水費、清掃費、環境衛生業務等の費用はサービスの対価には含まない。

2 提案時の料金設定

事業者はその他の収入について、提案時に料金を明記する。

3 料金の改定

事業者は、必要に応じて、県の承諾が必要なものについては承諾を得た上で料金を改定することができる。